

○名寄市地域連絡協議会等活動交付金交付要綱

平成21年3月4日告示第1007号

改正

平成24年3月27日告示第1007号

平成25年3月29日告示第1020号

平成26年1月17日告示第1003号

平成29年3月31日告示第1019号

平成30年5月8日告示第1014号

名寄市地域連絡協議会等活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、次条に掲げる地域連絡協議会等に対して交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 交付の対象となる地域連絡協議会等は、次に掲げる団体であつて、市長が認めるものとする。

- (1) 南地区・地域づくり協議会
- (2) 西小地域連絡協議会
- (3) 東地区連絡協議会
- (4) 北地区連絡協議会
- (5) 智恵文地域連絡協議会
- (6) 中名寄地域づくり協議会
- (7) 風連地区まちづくり協議会

(交付の対象)

第3条 交付金は、次の各号に掲げる経費を対象に交付する。

- (1) 地域の住民が、住民相互、各団体、行政などと協働して行う活動に要する経費
- (2) 地域連絡協議会等の運営に要する経費

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号 個々の活動に対して毎年度10万円を上限とする。
- (2) 前条第2号 毎年度1万円に構成する町内会数に5千円を乗じた額を加えた額を上限とする。

(交付の条件)

第5条 交付金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業終了後、1箇月以内に実績報告書及び収支決算書を提出するものとする。

(2) この告示以外の市の補助金等の対象となった事業は、適用しないものとする。

(交付の申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者は、地域連絡協議会等活動交付金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)に必要書類を添えて申請するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付することが適当であると認めたときは、交付金又は概算交付金の額を決定し、地域連絡協議会等活動交付金交付(変更)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(概算交付金の精算)

第8条 交付申請者は、概算交付金を受けた事業が完了したときは、第5条第1号に規定する実績報告書及び収支決算書と併せて地域連絡協議会等活動交付金精算書(様式第4号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の精算書を受理したときは、その内容を審査し、概算交付金の額の変更が適当であると認めたときは、地域連絡協議会等活動交付金交付(変更)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年3月4日から施行する。

附 則(平成24年3月27日告示第1007号)

この告示は、公示の日から施行し、平成23年7月25日から適用する。

附 則(平成25年3月29日告示第1020号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月17日告示第1003号)

この告示は、公示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月31日告示第1019号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月8日告示第1014号)

この告示は、公示の日から施行する。